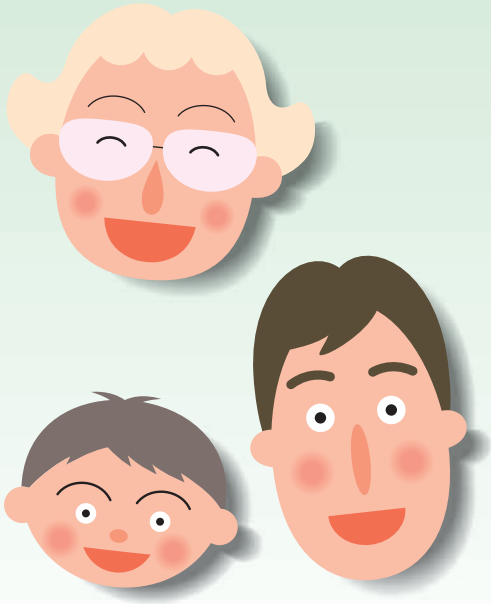
平成19年10月1日

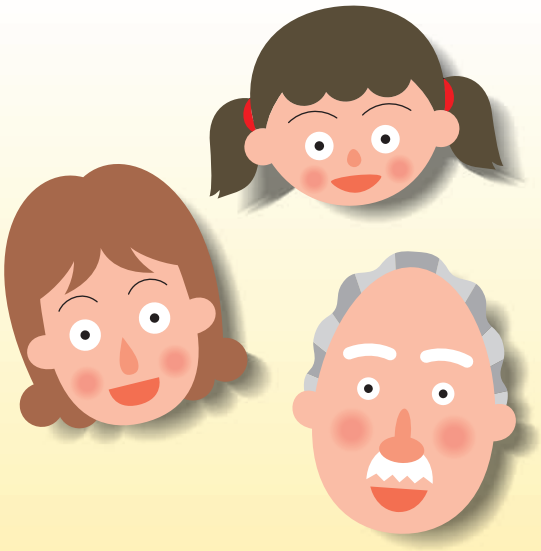
熊谷市自治基本条例が施行されました



「自治基本条例」は、地方分権に即した自主・自立した市政運営のため、市民と行政の役割を明らかにし、市政運営の基本方針や、市民と協働でまちづくりを進めるためのルールを条例として明文化したものです。

平成１２年４月、地方分権一括法の施行により、市町村も国・都道府県と対等・協調の関係にあるものとして位置付けされました。

こういった時代の変化を的確に理解し、憲法第９２条にいうところの「地方自治の本旨」の精神を念頭に、「市民との協働」という内容を地方公共団体の法律とも言える「条例」によって制度化していくものです。



条例ができると何が変わるのか？

条例を作っただけでは何も変わりません。これから市民・議会・市がともに力を合わせて、この条例を運用していかなければなりません。

それぞれの立場で、お互いの持つ能力を発揮し、役割に応じて連携・協力しながら、自分たちの責任で決定し、行動するという「協働」のまちづくりのスタートとなるものです。

熊　谷　市

熊谷市自治基本条例（平成19年条例第30号）の解説

条例の構成

前文
第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　基本原則（第３条－第５条）
第３章　市民の権利及び責務（第６条－第８条）
第４章　議会の責務（第９条・第10条）
第５章　市長及び職員の責務（第11条・第12条）
第６章　参加及び協働（第13条－第15条）
第７章　市政運営（第15条の２－第22条）
第８章　自治基本条例審議会の設置（第23条）
第９章　条例の位置付け等（第24条・第25条）
附　則

前文

私たちのまち熊谷市は、関東の母なる二大河川荒川と利根川を市域に抱えた初めての都市として誕生し、埼玉県北部において中心的な役割を担っています。

その大河の流れと悠久の歴史の中で、先人たちは豊かな大地の恵みを受けて、幾多の困難を乗り越えながら誇りある伝統と文化をはぐくんできました。

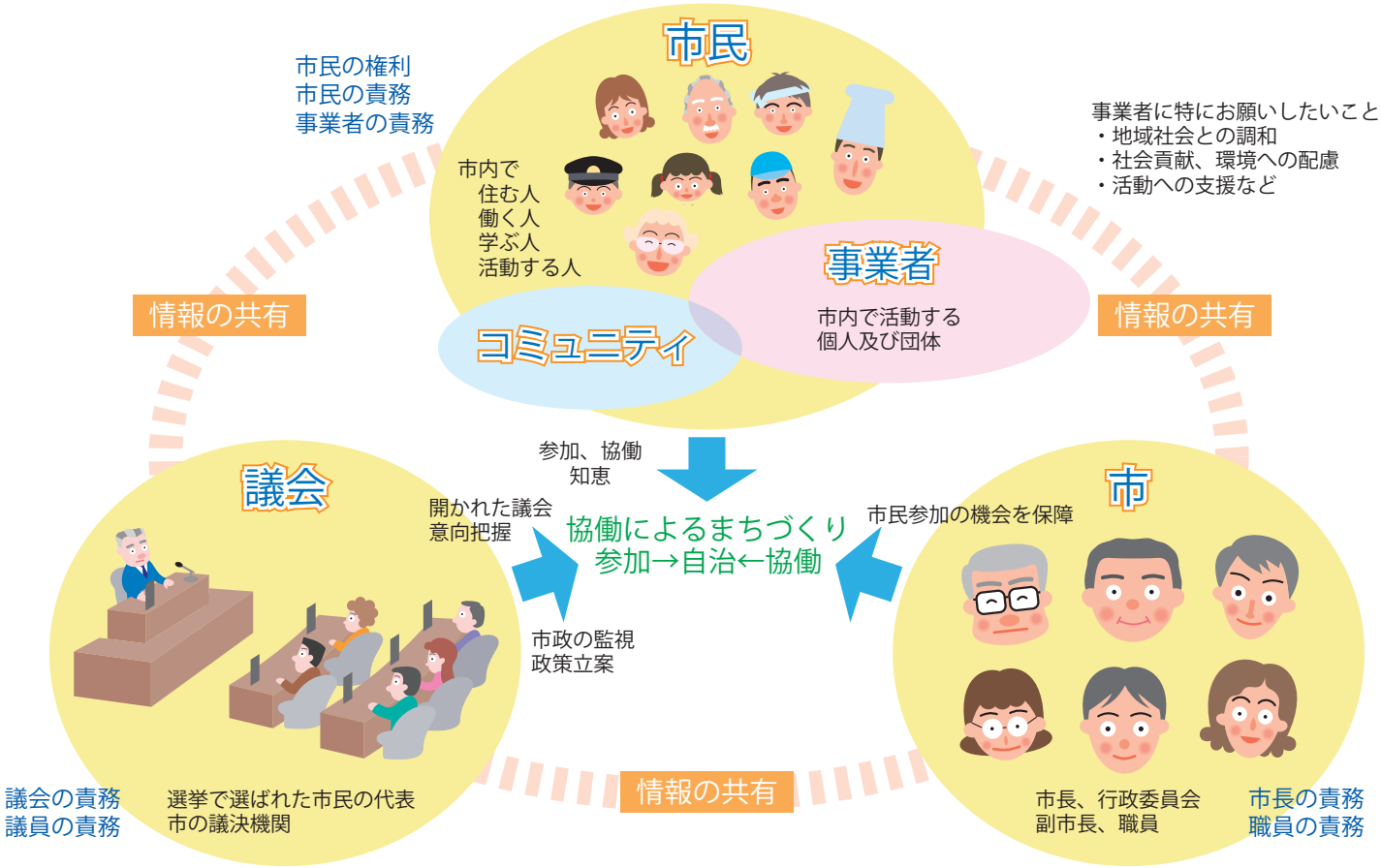
そして今、刻々と変化する現代にあって、未来を想い子どもたちの夢に希望を託すとき、私たち熊谷市民は、自由・平等・友愛・平和の精神を基本とし、進取の気概をもって魅力的な地域社会を築いていかなければなりません。

そのためには、自由には責任があり権利には義務が伴うことを自覚し、お互いの理解と尊重をもとに、役割を分担し協力し合うことが必要です。

よって、ここに市民を主体とした参加と協働による自治の実現を基本理念とした熊谷市自治基本条例を制定します。

解 説

○この前文では、熊谷市の成り立ちから、現在そして未来に向かって目指すべき自治のあり方、自治の基本となる考え方や仕組みを明確にするため、熊谷市の基本法としてこの条例を制定することの意義を表明しています。



第１章　総則

（目的）
第１条　この条例は、本市の自治の基本原則を定め、自治の推進に関する市民、議会及び行政の役割を明らかにすることにより、市民主体のまちづくりを推進し、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とします。

解 説

○この条例制定の目的は、豊かで活力ある地域社会の実現であり、そのために、市民主体のまちづくりの推進が必要です。また、自治の基本原則を定めることから、条例の名称を「熊谷市自治基本条例」としました。

計画的な行政運営

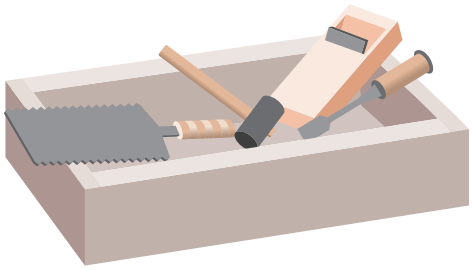
自治基本条例

自治の推進に関する市民、議会及び行政の役割を明らかにし、参加や協働によるまちづくりの基本的な考え方や仕組みを定めるものです。

総合振興計画

熊谷市として何を実現するのかという到達すべき目標を定めるもので、基本構想により将来都市像とその実現を図るための基本方針を示し、基本計画により施策を具体化していくものです。

この条例は、協働によるまちづくりを
進めるための道具です。
上手に使って豊かで活力のある
熊谷市を作ります。





施策を実施しながら
目標を目指します。

（用語の定義）
第２条　この条例において使用する用語の意味は、次のとおりとします。
(1)　市民　市内に住み、若しくは市内で働き、学び、若しくは活動する人又は次号に規定する事業者をいいます。
(2)　事業者　市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人及び団体をいいます。
(3)　まちづくり　住み良いまち及び豊かで活力ある地域社会をつくるための活動をいいます。
(4)　協働　まちづくりのために、市民及び市が、それぞれの役割及び責任の下で、課題の解決に向け共に考え、行動することをいいます。
(5)　コミュニティ　地域社会を形成する組織及び集団をいいます。

解 説

○用語の定義では、この条例の中で使用する言葉の意味を明確にして、解釈に疑義が生じないようにしました。

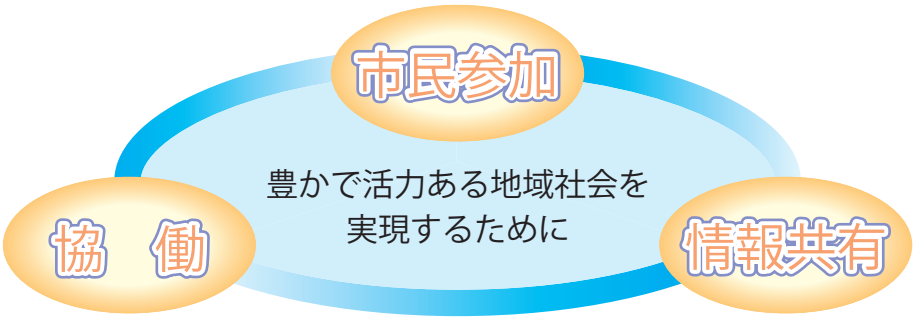
第２章　基本原則

（市民参加の原則）
第３条　まちづくりは、市民一人一人が主体となりこれを推進することとし、市は、市民に市政への参加の機会を保障することを原則とします。
（協働の原則）
第４条　市民及び市は、知恵を出し合い、協働によりまちづくりを進めることを原則とします。
（情報共有の原則）
第５条　市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを原則とします。

解 説

○熊谷市の自治は、この３つの基本原則により推進していきます。

○まちづくりの主体は市民です。市は、市民の市政参加を保障し、市民と市の協働によりまちづくりを進めます。そのためには、まちづくりに関する情報を共有することが大切です。



第３章　市民の権利及び責務

（市民の権利）
第６条　市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利を有します。
２　市民は、市政に関する情報を知ることができます。
（市民の責務）
第７条　市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。
２　市民は、自らの持つ知識及び能力をまちづくりにいかすよう努めます。
３　市民は、自ら考え行動するためにまちづくりについて学ぶよう努めます。
（事業者の責務）
第８条　事業者は、地域社会の一員として地域社会との調和を図り、まちづくりに貢献するよう努めます。

解 説

○自治の基本原則の実現に向けて、市民の権利として市政に参加することと市政に関する情報を知ることを規定しました。



郷土、歴史、文化・・・
広い分野について学びます



第４章　議会の責務

（議会の責務）
第９条　議会は、市政の監視や政策の立案に当たっては、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。
２　議会は、情報の公開を進め、開かれた議会運営に努めます。
（議員の責務）
第10条　議員は、積極的に市民の意向を把握し、市民全体のために職務を行うことにより、まちづくりに貢献するよう努めます。
２　議員は、議会及び議員活動に関する情報について、市民に説明するよう努めます。

解 説

○議会は、選挙で選ばれた市民の代表である議員によって構成される機関です。自治の基本を定める条例ですから、機関としての議会と個人としての議員双方について規定しました。



第５章　市長及び職員の責務

（市長の責務）
第11条　市長は、この条例の基本原則にのっとり、誠実かつ公正に市政運営に当たります。
２　市長は、市政運営に当たっては、市民参加の機会を拡充し、市民の意見を適切に反映するよう努めます。
（職員の責務）
第12条　職員は、全体の奉仕者として、常に自己研鑽（さん）に努め、誠実かつ公正に職務を行います。
２　職員は、積極的にまちづくりの推進に当たります。

解 説

○この条例の基本理念の実現のために市長の責務を規定しました。

○職員がこの条例の基本理念を十分に理解し、その実現に向けて最大限努力することが重要であることから、そのことを職員の責務として規定しました。



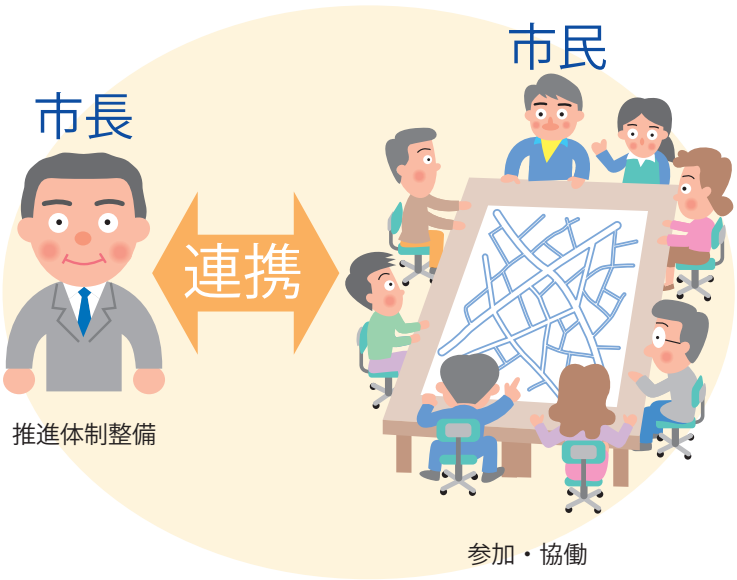
第６章　参加及び協働

（市民参加及び協働の推進）
第13条　市は、市民参加及び協働によるまちづくりの推進に努めるとともに、その体制を整備します。
２　市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程に市民が主体的に参画できるよう努めます。
３　市は、情報の提供、相談その他必要な措置を講じることにより、市民との連携を図ります。
（審議会等の委員の選任）
第14条　市は、審議会等の委員を選任するときは、その委員の一部を公募するよう努めるとともに、男女の均衡等委員の構成に配慮します。
（コミュニティ）
第15条　市民は、コミュニティの意義と必要性を理解し、自主的にコミュニティの活動に参加するよう努めます。
２　市は、活力ある地域社会を実現するためにコミュニティの育成を図り、その活動を支援します。

解 説

○この条例の基本理念の実現に向けて、市民の参加及び協働についての基本的事項を規定しました。

○市民同士がそれぞれ助け合いながら課題の解決に向けて自ら行動していくことが住み良い熊谷市の実現につながります。





第７章　市政運営

（基本構想の策定等）
第15条の２　市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めます。
２　市長は、基本構想を変更し、又は廃止する場合も、議会の議決を経ることとします。
（情報の提供）
第16条　市は、市政に関する情報を市民に分かりやすい方法で適切に情報提供するよう努めます。
（個人情報の保護）
第17条　市は、市民の権利及び利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理します。
（説明責任）
第18条　市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程について、市民に分かりやすく説明するよう努めます。
（応答責任）
第19条　市は、市民の提案、意見、苦情及び要望に対して速やかに、かつ、誠実に応答するよう努めます。
（意見公募手続）
第20条　市は、市民生活に関する重要な条例の制定及び計画の策定等に当たっては、意思決定前にその内容を公表し、市民に意見を求めるとともに、意見に対する考え方を公表します。

（都市経営）
第21条　市長は、行政組織の簡素化を推進するとともに、計画的かつ効率的な施策の展開により健全な財政運営に努めます。
2　市長は、市民の負担の適正化を図るよう努めます。
（行政評価）
第22条　市は、施策の成果目標を明確にするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を公表します。
2　市は、行政評価の結果を検証し、施策に反映させるよう努めます。

解 説

○この条例の基本理念の実現に向けて、行政運営についての基本的事項を規定しました。

○市政に関する情報を提供するとともに、個人情報は保護します。また、市民の皆様へのわかりやすい説明と誠実な対応を心がけ、開かれた市政を目指します。

○健全な財政運営に心がけ、よりよい行政サービスを提供します。



第８章　自治基本条例審議会の設置

（自治基本条例審議会の設置）
第23条　この条例の適切な運用を図るため、熊谷市自治基本条例審議会を設置します。
2　熊谷市自治基本条例審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

解 説

○自治基本条例審議会は、市政運営に、この自治基本条例の精神がいかされて運用されているかを見守る役割を持ちます。

第９章　条例の位置付け等

（条例の位置付け）
第24条　この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、これを誠実に遵守します。
（条例の見直し）
第25条　市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じてこの条例を見直します。

附　則

この条例は、平成　19年10月１日から施行します。

附　則（平成29年６月26日条例第33号）

（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の第15条の２の規定は、この条例の施行の日以後に策定する基本構想について適用する。

解 説

○この条例は、自治の基本を定める条例ですから、市民及び市がこの条例の趣旨を最大限に尊重し、これを誠実に遵守しますと宣言しています。

○自治体を取り巻く状況は刻々と変化します。この条例の基本理念の実現のために、社会状況の変化に合わせて、見直しを行うことを規定しました。

熊谷市自治基本条例審議会条例（平成19年条例第31号）

（趣旨）

第１条　この条例は、熊谷市自治基本条例（平成19年条例第30号）第23条第２項の規定に基づき、熊谷市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　審議会は、熊谷市自治基本条例の推進について、市長の諮問に応じ調査審議し、答申するとともに、必要に応じ建議することができる。

（組織）

第３条　審議会は、委員10人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　知識経験を有する者

(2)　公募による市民

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成　19年10月１日から施行する。

求む！熊谷市が全国に誇れるもの



関東一の祇園
うちわ祭



国　宝
歓喜院聖天堂



さくら名所百選の
熊谷桜堤

自治基本条例は、学識経験者１人と公募市民９人で構成する「まちづくり基本条例検討委員会」で検討しました。

条文の検討に入る前に、まずは「熊谷」のことを学ぼうと、熊谷市の現状分析を行いました。市民参加の現状や地域のつながり、人、文化、産業、交通、自然など様々な角度から分析し、優れたところ、伸ばしたいところ、そして、市の目指す姿は、と議論を重ね、その議論を条文に反映するよう努めました。

都市間競争が激しさを増している現在、地域の魅力と特性を生かした個性的なまちづくりが求められています。

熊谷市が全国に誇れるものをご存知でしたら、今後のまちづくりに役立てたいと思いますので、下記へ電話やＥメール等でお知らせください。

「熊谷市が全国に誇れるもの」の定義

・埼玉県一の生産量　・埼玉県一の規模　・埼玉県一の記録
・埼玉県で初めて（発祥の地）　・埼玉県で熊谷にしかない
・熊谷市にゆかりのある国指定の重要文化財、史跡等



全国４番目の墳丘規模
甲山（かぶとやま）古墳



国指定重要文化財
平山家住宅



県の魚・市の魚
ムサシトミヨ

発行■熊谷市　〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地１　ＴＥＬ.048－524－1111
企画・編集■総合政策部企画課　Ｅメール■ｋｉｋａｋｕ@ｃｉｔｙ.ｋｕｍａｇａｙａ.ｌｇ.ｊｐ